

施設敷地緊急事態における自治体の災害対策本部等の活動状況 資料26-1



宮城県災害対策本部内の情報共有



宮城県災害対策本部の活動



施設敷地緊急事態における自治体の災害対策本部等の活動状況 資料26-2



現地事故対策連絡会議への出席



状況の報告



電話による情報収集活動



現地事故対策連絡会議への出席



現地事故対策連絡会議への参加



宮城県現地災害対策本部の活動



第1回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）



第3回現地事故対策連絡会議（関係者との情報共有）



現地本部長状況確認



住民安全班の活動



総括班と実動対処班の調整



医療班の活動

住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)

主要イベント	官邸	ERC	OFC	宮城県	女川町・石巻市	登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町
2/10 15:00 地震発生 16:05 要避難者要請文 発出		施設敷地緊急事態要 避難者への避難準備 要請		対象住民への避難準備要請 施設敷地緊急事態における防護 措置の準備作業	対象住民への避難準備 要請 調整	
TV会議(ERC、宮城県、女川町、石巻市)・施設敷地緊急事態における防護措置実施の判断						
18:05 原災法第10条通報 18:26 施設敷地緊急事態 要避難者の避難等 要請住民の避難準備 要請	女川原子力発電所に関する原子力規制 委員会・内閣府原子力事故合同対 策本部会議 ・要請文発出を決定、防護措置の 内容確認 ・施設敷地緊急事態要避難者への 避難要請 ・全面緊急事態に備えた避難等の 準備要請			対象住民への避難要請、 避難等準備要請	対象住民への避難要請、 避難等準備要請	対象住民への屋内退避 準備要請
非常災害対策本部会議・原子力事故合同対策本部会議(内閣府8号館) ・情報共有、避難要請等の説明、被害状況、現地活動状況、今後の対応、活動部隊への留意事項、プラント状況・見通し、 モニタリング情報等						
内閣府副大臣(原子 力防災担当)OFC到 着(OFCの体制確立)						
第1回現地事故対策連絡会議・女川地域施設敷地緊急事態における防護措置実施内容の確認						
第2回現地事故対策連絡会議(仮想)・女川地域施設敷地緊急事態における防護措置実施内容の確認						
2/11				全面緊急事態における防護措置 実施の準備作業	調整	調整
第3回現地事故対策連絡会議・施設敷地緊急事態に伴う状況報告、全面緊急事態における防護措置実施の準備						
09:30 原災法第15条通報 10:10 総理への上申 10:17 原子力緊急事態 宣言 PAZ内の住民の 避難指示 安定ヨウ素剤服用 指示	公示・指示発出 原子力緊急事態宣言 原子力災害対策本部・非常災害 対策本部合同会議			対象住民への避難指示	対象住民への避難指示	対象住民への屋内 退避指示
第1回合同対策協議会全体会議・全面緊急事態における防護措置実施内容の確認、各市町準備状況報告						
2/15 (2/12)				OIL2における防護措置実施の 準備作業	調整	調整
第2回合同対策協議会全体会議・OIL2における防護措置実施内容の確認						
17:00 石巻市渡波地区 住民の一時移転 指示	公示・指示発出				対象住民への避難指示	
第3回合同対策協議会全体会議・OIL2における防護措置実施状況の確認						

1 PAZにおける対応



訓練

計画内容

- 女川町及び石巻市で避難が必要となった場合には、陸路による避難を実施。なお、女川町の出島については女川港へ海路により移動した後、陸路による避難を実施。
- 自然災害により予定していた経路による避難が実施できない場合は、迂回する陸路による避難や海路等といった避難を実施。
- いずれの避難もできない場合には、屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。
- 離島(出島)においては、島外避難が必要となった場合には海路による避難を実施。また自然災害や悪天候等により海路避難ができない場合は、避難態勢が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。



対象者数・避難手段

PAZ内地域	避難対象者(人)	避難手段		バス必要数(台)	確保状況
		自家用車避難者数(人)	バス避難者数(人)		
女川町(出島除く)	225	170	55	3	緊急時対応に記載の台数を確保済
女川町(出島)	45	0	45	2	
石巻市	508	343	165	8	
計	778	513	265	13	

船舶の確保

船舶配備場所	必要船舶(人数)	確保先候補	手配状況
出島 出島港(女川港行き)	1隻 (計画値 45人)	女川町と協定締結した民間船舶事業者	手配済

その他の基本的な確認項目

確認項目	計画からの変更の有無	概要
☐ 避難所受付ステーション		☐ 他の輸送手段の必要性
☐ 避難所		☐ 安定ヨウ素剤の緊急配布
☐ 避難経路	一部通行不可区間あり	☐ その他

2 準PAZ(牡鹿半島)における対応

GE

訓練

計画内容

- 避難が必要となった場合には陸路による避難を実施。
- 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路等による避難を実施。
- 陸路による避難ができず、悪天候等により海路による避難も困難な場合は、天候等が回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第避難を実施。



計画値

各集会場所への 配車順路	人数	バス 必要台数
ルート1	294人	12台
ルート2	19人	1台
ルート3	195人	8台
ルート4	79人	4台
合計	587人	25台

対象者数・避難手段

計画値

準PAZ内 (牡鹿半島-石巻市)	避難 対象者 (人)	自家用車 避難者数 (人)	バス 避難者数 (人)	バス必要数 (台)	確保状況
	1,816	1,229	587		

船舶の確保

船舶配備場所	必要船舶 (人数)	確保先候補	手配状況
-	○隻(○往復) (○人)	-	-

その他の基本的な確認項目

	計画からの変更の有無	概要
□ 避難所受付ステーション	原則、 1 PAZにおける対 応と同様	□ 他の輸送手段の必要性
□ 避難所		□ 安定ヨウ素剤の緊急配布
□ 避難経路		□ その他

3 準PAZ(離島)

GE

訓練

計画内容

➤ 島外避難が必要となった場合には海路による避難を実施。また自然災害や悪天候等により海路避難ができない場合は、避難態勢が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。



船舶の確保

船舶配備場所	確保船舶(人数)	確保先候補	手配状況
江島	江島港→女川港 ○隻(3人)	女川町が協定締結した民間船舶事業者	港使用不可
網地島	長渡港→網地港(田代島経由)	石巻市が協定締結した民間船舶事業者	港使用不可
田代島	仁斗田→大泊(石巻港行き)		
金華山(必要あれば)	金華山(鮎川港→網地島経由)		

対象者数・避難手段

計画値

準PAZ内(離島)	避難対象者(人)	バス必要数(台)		確保状況(本土到達後)
		自家用車避難者数(人)	バス避難者数(人)	
江島	3	0	3	緊急時対応に記載の台数を確保済
田代島	59	0	59	
網地島	339	0	339	
金華山	8	0	8	
合計	409	409	0	

その他の基本的な確認項目

	計画からの変更の有無
□ 避難所受付ステーション	原則、1 PAZにおける対応と同様
□ 避難所	
□ 避難経路	

	概要
□ 他の輸送手段の必要性	港使用不可箇所についてへり避難を要検討
□ 安定ヨウ素剤の緊急配布	
□ その他	

GE

訓練

全面緊急事態（GE）における屋内退避の対象者数
(計画値)

関係市町名	UPZ
	対象者数
女川町	5,871人
石巻市	140,807人
登米市	9,765人
東松島市	36,478人
涌谷町	711人
美里町	113人
南三陸町	1,712人
合計	195,457人

受付ステーション・避難先

計画値

避難元	避難所受付ステーション			避難先		
	避難先市町村	施設	受入準備状況	避難先市町村	施設	受入準備状況
女川町	栗原市	栗原市若柳総合体育館	済	栗原市	高清水小学校 畑岡公民館 旧高清水中学校 → 高清水小学校 高清水体育センター※	済
石巻市	大崎市	宮城県大崎合同庁舎	済	大崎市	60施設から割当て → 鳴子公民館・鳴子スポーツセンター 鳴子小学校	済

※ 緊急時対応上の避難所である畑岡公民館及び旧高清水中学校は被災しており、高清水小学校のみが避難者を受け入れられる状況。

一方、女川町では令和4年1月に避難計画を見直し、PAZからの避難用として新たに使用することとした高清水体育センターが使用可能であることが判明したため、栗原市と調整し、当該施設も避難所として活用することとしたもの。

避難経路の確認状況

道路被害状況を別途報告

通行止め区間あり、港が使用できない離島あり⇒孤立地域あり

その他必要事項を追記

[基本的考え方]

1. PAZ及び準PAZ内の住民は避難先へ移動。
2. UPZ内の住民は屋内退避を実施。

[全面緊急事態で避難等を実施する対象者数及び必要車両数(計画上の数)]

女川町

石巻市

1. PAZ及び準PAZ		
避難対象者	必要車両数	
女川町	273人	バス:6台
石巻市	2,730人	バス:51台
合計	3,003人	バス:57台

2. UPZ(屋内退避対象者)	
女川町	5,871人
石巻市	140,807人
登米市	9,765人
東松島市	36,478人
涌谷町	711人
美里町	113人
南三陸町	1,712人
合計	195,457人



全面緊急事態における防護措置の調整状況

[防護措置の調整状況]

女川町・石巻市 (PAZ及び準PAZ)	避難車両等の確保状況	避難先までの移動経路	避難先の受入態勢
一般住民	○	△ ※1	○ ※2



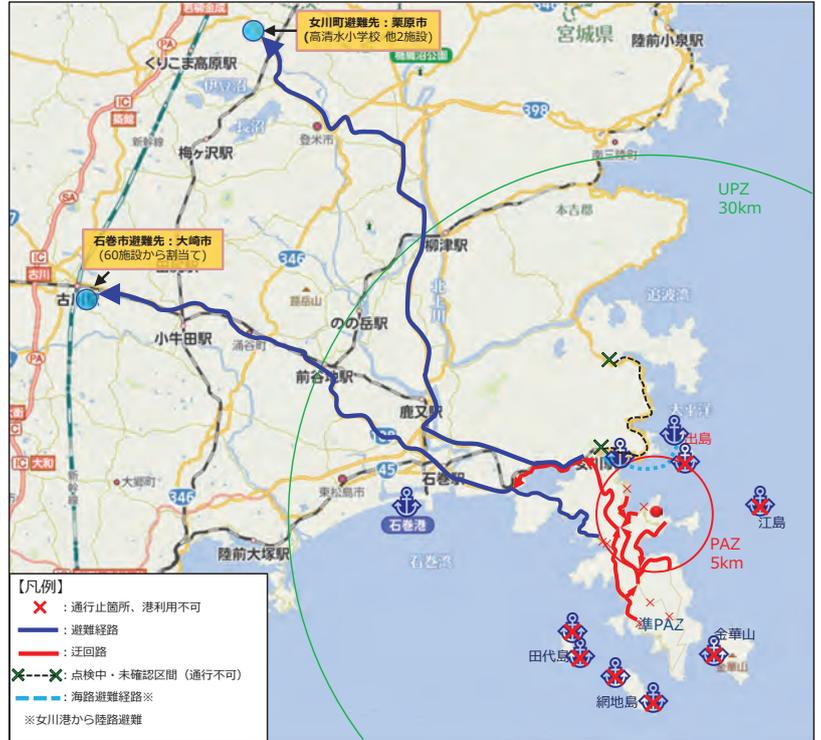
- 避難車両、避難経路、避難先のいずれかの不備により避難ができない場合は、準備が整うまでの間、屋内退避を実施。
- なお、
 - ※1 移動経路の確認が完了した地域は、避難を実施予定。
 自然災害により孤立している地域は、避難手段について調整中。準備が整うまでの間は、屋内退避を実施予定。
 孤立地域 (女川町:竹浦(たけのうら)、桐ヶ崎(きりがさき)、小屋取(こやどり)、塚浜(つかはま)の各地区と離島の江島(えのしま) 石巻市:萩浜(おぎのはま)、新山浜(にいやはま)、鮎川浜(あゆかわはま)、十八成浜(くぐなりはま)の各地区と 離島の田代島(たしろじま)、網地島(あじしま)、金華山(きんかさん))
 - ※2 一部の避難先が地震により被災したため、代替の避難先に変更。
- UPZ内の住民は屋内退避を実施。
- なお、自然災害の影響により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、近隣の指定避難所等で屋内退避を実施。

全面緊急事態における防護措置の実施状況(詳細版)

資料32

○PAZ及び準PAZ内の学校等の児童等は、全員の保護者への引渡し完了。
 ○PAZ及び準PAZ内の医療機関・社会福祉施設の入所者等及び在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者及び支援者は、全員が放射線防護施設で屋内退避中。離島においては、一時集合場所(放射線防護施設)で屋内退避中。
 ○PAZ及び準PAZ内(孤立している地区を除く)の在宅の避難行動要支援者のうち避難が可能者及び支援者は、自治体等が確保した車両(バス、福祉車両)で避難または避難準備中。離島においては、一時集合場所(放射線防護施設)で屋内退避中。
 ○孤立している女川町(竹浦、桐ヶ崎、小屋取、塚浜、江島)、石巻市(萩浜、新山浜、鮎川浜、十八成浜、田代島、網地島、金華山)の各地区は、避難体制が整うまで自宅等で屋内退避中。
 ○新山浜、鮎川浜、十八成浜の各地区は、鮎川港からの海路避難または空路避難に向け実動機関と調整中。江島、田代島、網地島、金華山については空路避難に向け実動機関と調整中。

女川町・石巻市 (PAZ及び準PAZ)	対象者	支援者等	必要車両数	避難状況	
1. 学校・保育所の児童等	105人	71人		引渡し完了	
2. 医療機関・社会福祉施設の入所者等	健康リスク者(外数) 47人	28人	バス:5台 福祉車両:8台	避難完了	0人
				避難(移動)中	0人
				避難準備中	108人
				計	108人
3. 在宅の対象者	健康リスク者(外数) 7人	7人	バス:21台 福祉車両:15台	避難完了	0人
				避難(移動)中	186人
				避難準備中	141人
				計	327人
4. その他(妊婦、授乳婦、乳幼児等)	145人	0人		避難完了	0人
				避難(移動)中	104人
				避難準備中	41人
				計	145人



全面緊急事態指示文

資料33-1

訓練用

訓 練 用
指 示

令和4年2月11日10時15分

宮城県知事 殿
 女川町長 殿
 石巻市長 殿
 登米市長 殿
 東松島市長 殿
 涌谷町長 殿
 美里町長 殿
 南三陸町長 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

東北電力株式会社女川原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- 東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ及び準PAZの住民並びに一時的滞在者は、避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い次第、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。また、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。
- 東北電力株式会社女川原子力発電所のUPZの住民及び一時的滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。
- 東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ、準PAZ及びUPZの住民、一時的滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

(別紙)

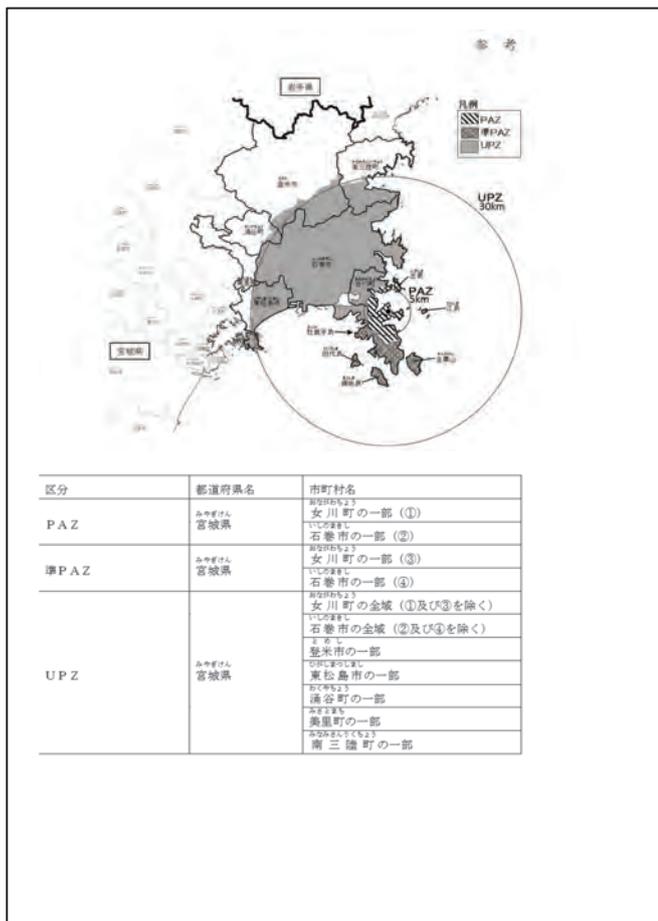
安定ヨウ素剤の服用に当たって

- 服用対象者
 一時的滞在者等も含め、指示を受けた地域に所在する者は服用すること。
 特に、以下の者は服用を優先すること。
 ・妊婦
 ・授乳婦
 ・未成年者(乳幼児を含む。)
- 服用回数
 1回を原則とする。
 なお、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、原子力規制委員会の判断に基づいた原子力災害対策本部又は地方公共団体の指示に従うこと。
- 服用量及び服用方法
 以下の表¹に示す。
¹ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって(令和3年7月21日 全部改正)

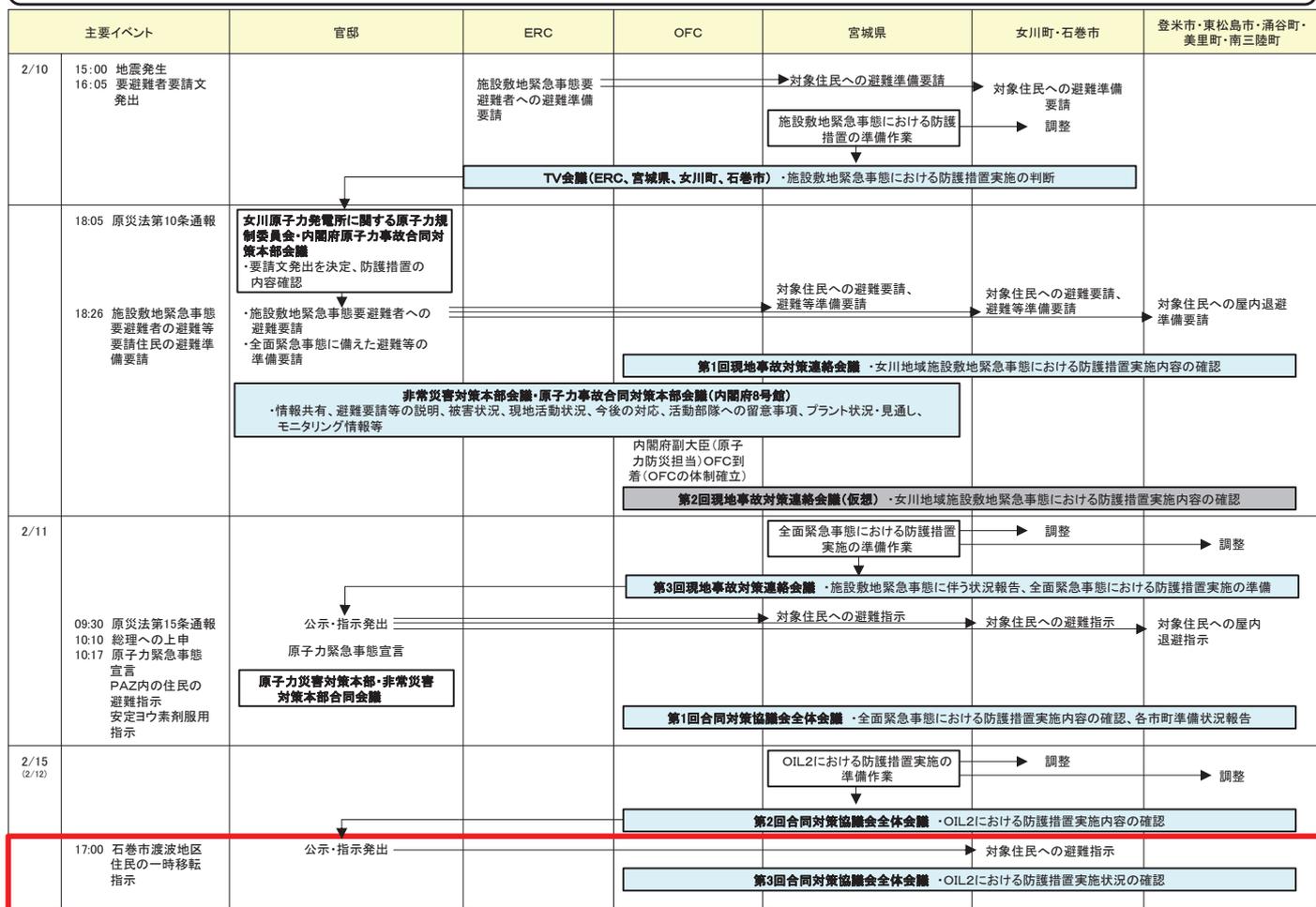
対象者	ヨウ素量(mg)	ヨウ化カリウム量(mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後1か月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3mg)1包
生後1か月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(16.3mg)2包 又は ゼリー剤(32.5mg)1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤(50mg)1丸※
13歳以上	76	100	丸剤(50mg)2丸※

※丸剤の服用が困難な者は、ゼリー剤又は散剤を水等にて溶解した液体を用いることができる。

- 副作用に対する対応
 アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応は極めてまれではあるが、地方公共団体は、救護所等での体制整備や受入可能な医療機関との連携等に努め、適切な対応を行うこと。
 甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低い。新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮を行うこと。



住民避難に係る意思決定の流れ(一時移転)



【基本的考え方】

- 石巻市渡波地区住民は、大崎市(60施設から割当)の避難先へ一週間程度以内に一時移転を実施。
- 対象住民等には、一時集合場所又は避難退域時検査場所で安定ヨウ素剤の配布を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所(6箇所)に集まり、県が配車した車両(バス)で一時移転を実施。
- 避難退域時検査場所は涌谷スタジアム



一時移転対象地区	対象者数 (うちバス避難者数)	一時移転先
石巻市渡波地区	13,492人 (約3,400人)	大崎市 (60施設から割当)

避難手段確保状況	バス	
	想定台数	確保台数
渡波地区	136台	136台

一時移転等の防護措置(宮城県石巻市)

一時移転等の対象となる地区

石巻市の一部(渡波地区13,492人)における全ての住民を対象に、一時移転を実施

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

- 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。一時移転に際しては、石巻市の対象住民は涌谷スタジアムにて避難退域時検査を受けること。
- 避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- 対象地域内の学校・保育所等の児童・生徒は、地震発生に伴い休校措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 社会福祉施設(通所施設)は、地震発生に伴い休所措置を行っており、施設内の滞在者は無し。
- 医療機関(有床診療所)は、医療機関の避難計画に基づき、県が調整する受け入れ先医療機関に搬送。
- 社会福祉施設(入所施設)は、マッチング先として事前に定められた施設へ避難実施
- なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である者は、近隣の避難所にて屋内退避を実施する。

【地域生産物の摂取制限】

- 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

宮城県石巻市住民の一時移転対象施設及び対象者数

資料37

市町村／区分		施設数	対象者数
石巻市 渡波地区	医療機関	—	—
	社会福祉施設(通所)	休校・休所措置中	
	学校・保育所		

全人口	13,492	人
世帯数	5,755	世帯
自家用車避難が出来ない者	98	人
内ストレッチャー必要な人	15	人
内車椅子の人	25	人
内バス利用予定者	58	人

石巻市(渡波地区)におけるUPZ圏内から避難所までの主な経路

資料38

○石巻地(渡波地区)の住民は、陸路にて避難先(発電所から30km圏外の町内の地区)へ避難。
 主な避難ルート: 国道398号→牧山トンネル→石巻大橋→石巻バイパス→県道16号→国道108号→避難退域時検査場所
 →国道108号→大崎合同庁舎



- 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各一時集合場所に集まり、宮城県等が配車したバス等により指定された避難経路を使用し、避難退域時検査を行った後に避難先である大崎市へ一時移転等を行う。
- バス避難に必要な車両はすでに確保済み(不足車両はなし)。

バス	対象者	対象人数	必要バス台数	確保バス台数	不足バス台数
	自家用車避難が出来ない者	58人	4台	4台	0台

福祉車両 (車椅子)	対象者	対象人数	必要福祉車両 (車椅子)	確保福祉車両 (車椅子)	不足福祉車両 (車椅子)
	車椅子利用の者	25人	13台	13台	0台

福祉車両 (ストレッチャー)	対象者	対象人数	必要福祉車両 (ストレッチャー)	確保福祉車両 (ストレッチャー)	不足福祉車両 (ストレッチャー)
	ストレッチャー利用の者	15人	15台	15台	0台

一時移転等の留意事項(宮城県石巻市)

資料40-1

- 今後の避難の進捗状況については、石巻市からの情報提供を受けて、宮城県災害対策本部が把握する。把握した情報は、随時、県現地災害対策本部を通じてOFCと共有する。
- 一時移転を実施する場合は、各避難退域時検査等場所を通過すること。
- 一時移転を実施する場合は、一時集合場所及び避難退域時検査等場所において安定ヨウ素剤の緊急配布を受けること。

避難を円滑に行うための対応策

- 車両による避難を円滑に行うため、宮城県警察本部による主要交差点での交通整理、信号操作、交通情報板や道路情報板等を活用した広報等の交通対策を行うほか、宮城県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

避難退域時検査場所の開設準備状況

- 涌谷スタジアムの避難退域時検査場所は、開設済。
- 簡易除染での対応が困難であって、原子力災害医療措置が必要な場合に備え、原子力災害拠点病院等への搬送が必要となることから、搬送手段を手配中。

避難先で必要となる物資・燃料の確保状況

- 避難先で必要となる物資・燃料は、宮城県及び受入先自治体の行政備蓄を活用するほか、宮城県と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄を避難所に供給する。
- このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資(毛布、緊急セット等)を配分するほか、総務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、物資・燃料の安定的供給を要請し、確保に努める。
- 特に、経済産業省被災者生活支援チームを緊密に連携していく。

地域生産物の摂取制限

- 一時移転対象地域で生産された地域生産物の摂取は控えること。

宮城県石巻市対象地区住民への本方針の周知事項

- 一時移転の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行う。
 - ✓ 周知方法として、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、特にTwitterやFaceBook等のSNSを積極的に活用し、ありとあらゆる手段で住民に確実に周知すること。
 - ✓ 渋滞対策のため、自家用車避難の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。
 - ✓ 屋内退避する住民は、慌てずに石巻市の指示に従い、自宅内で屋内退避を行うこと。なお、外出は極力控えること。

訓 示

指 示

令和4年2月15日17時00分

宮城県知事 殿
石巻市長 殿

原子力災害対策本部長 岸田 文雄

東北電力株式会社女川原子力発電所2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のUPZのうち、宮城県石巻市渡波地区の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査等を受けること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のUPZのうち、上記一時移転地区の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転の対象となる上記一時移転地区の住民は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

参考

【宮城県】

区分	市町村名	地区名
UPZ	石巻市	渡波地区
		浜松町、松原町、大宮町、長浜町、幸町、渡波町一丁目、渡波町二丁目、渡波町三丁目、三和町、後生橋・宇田川町、万石町、塩竈町一丁目、塩竈町二丁目、原、原、鹿松、千刈田、栗田第1、栗田第2、東黄金浜、南黄金浜、桜楢、渡留、万石浦一区、万石浦二区、うしお町、垂水町、さくら町三・四丁目

全面緊急事態における官邸の活動状況



総理による原子力緊急事態宣言



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議



全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料44-1



全体指揮への報告



国際班の活動



医療班の活動



総括班の活動

全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料44-2



運営支援班の活動



広報官による記者会見



住民安全班の活動



実動対処班の活動

全面緊急事態におけるERCの活動状況

資料44-3



オフサイト総括への報告



住民安全班と医療班の調整



広報班の活動



総括班への確認

全面緊急事態における支援チームの活動状況

資料45-1



総括班の活動



放射線班の活動



医療班の活動



広報・国際班の活動

全面緊急事態における支援チームの活動状況

資料45-2



住民支援班の活動



放射線班と広報・国際班の調整



総括班と医療班の調整



支援チーム事務局補佐と総括班の調整

全面緊急事態における自治体の災害対策本部等の活動状況

資料46-1



宮城県災害対策本部会議



宮城県災害対策本部の活動

